

**千葉市里親養育包括支援業務委託
企画提案（プロポーザル）評価実施要項**

1 目的

この要項は、千葉市里親養育包括支援業務委託（以下、「本委託」という。）について、応募者の専門的な知識・経験、及び組織体制等を総合的に評価することにより、応募のあった企画提案から、本委託の効用を最大限に発揮する最も適したものを選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 審査方式

審査方式は、提案内容審査により行うものとする。

3 提案内容審査

(1) 審査項目・審査基準等

評価委員会の各委員は、応募者の企画提案を、応募者のプレゼンテーション及び質疑応答により、次に示す審査項目表及び評価基準表に基づき、審査・採点する。また失格要件のいずれかに該当しないことを確認する。

【審査項目表】

No	審査項目	審査基準	配点
事業運営			
1	実施方針	・社会的養護が必要な児童等の現状や、里親制度についての的確な認識や知識を有しているか。 ・本市における里親の現状や課題を踏まえ、業務の目的や内容を理解した内容となっているか。	10点
2	業務実績	・類似の契約実績があり、その内容から里親支援業務に関する専門的な知識や経験を有しているといえるか。	5点
事業の実施内容			
3	里親制度等普及促進・リクルート事業	・説明会の実施やチラシの配布先について、対象地域の住民に対して、効果の見込める具体的な案はあるか。 ・啓発活動において、里親制度の趣旨をわかりやすく伝えるための手法やツールがあるか。 ・対象地域全域に啓発活動を行うことのできるような計画的で適切なスケジュールとな	30点

		っているか。	
4	里親研修・トレーニング等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親認定に向けた研修の内容を実現することができるか（講義内容の作成、講師や実習先の手配など）。 ・里親支援専門相談員や里親会と連携を図りながら、里親に対する研修や講演会、サロンなどを実施することができるか。 ・未委託里親の委託につながらない要因を考えたうえで、それに対する効果的な研修やトレーニングが企画提案されているか。 	30点
5	里親委託推進等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託を検討している児童について、児童相談所と情報を共有し、適当な候補里親を提案できるか。 ・マッチング中に起こりうる事態を理解し、状況に応じた助言やサポートができるか。 ・里親家庭で自立支援計画の内容に沿った支援が適切に行うことができるようにする支援策があるか。 	30点
6	里親訪問等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親家庭において起こりうる事態を事前に想定しながら、里親や委託児童の相談にのることができるか。 ・里親家庭において問題が発生した場合、その問題を見立て、それに対する具体的な方策を提案できるか。 ・レスパイト・ケアや、委託解除後のアフターケアなど、里親個々のニーズや課題を把握し、それに合わせた支援を提供できる体制となっているか。 	30点
7	里親等委託児童自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親家庭において起こりうる事態を事前に想定しながら、里親や委託児童の相談にのることができるか。 ・里親支援専門相談員や里親会と連携を図りながら研修や講演会などを実施することができるか。 ・中高生以上の委託児童や里親に対して行う研修や家庭訪問等について、計画的で適切なスケジュールとなっているか（開催時期や回数、場所など）。 	30点
実施体制			
8	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担・担当配置等が明確化されており、業務を適切に遂行する職員体制を確保して 	10点

		いるか。 ・職員の定着や資質の向上に向け、研修や人材育成に関する取り組みが具体的に示されているか。	
9	団体のバックアップ体制	・問題が発生し、組織的な対応が必要な場合など、団体として必要なサポート体制が確保されているか。	5点
合 計			180点

【評価基準表】

評価	評価基準	得点	説明
A	大きく上回る	配点×1.0	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
B	上回る	配点×0.8	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
C	満たしている	配点×0.6	当該要素について、要求レベルをほぼ満たし、特に支障のない水準である。
D	下回る	配点×0.4	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
E	大きく下回る	0	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

【失格要件】

- (ア) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (イ) 提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき。
- (ウ) 見積額が123,000,000円を超過したとき。
- (エ) 複数の応募を行ったとき。
- (オ) 審査の公平を害する行為があったとき。
- (カ) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

(2) 審査方法

審査は、下記により行う。

- ア 評価委員会の各委員は、応募者の企画提案を、応募者のプレゼンテーション及び質疑応答により、3(1)の審査項目表及び評価基準表に基づき、審査・採点する。
- イ 評価委員会の各委員の評価により得点を算出し、全委員の総合計得点が最も高い企画提案の応募者を優先交渉者（契約候補者）とする。
- ウ ただし、委員のうち1人でも「E」の評価をした審査項目がある場合、当該企画提案の応募者は直ちに失格とする。
- エ 応募者が1者のみの場合は、評価委員会の全委員の合計点が6割に達した場合にその応募者を優先交渉者（契約候補者）とする。

オ 最高得点を得た提案が複数あった場合は、次のとおり優先交渉者（契約候補者）を決定する。

（ア） 審査項目 3 から 7 の「事業の実施内容」の合計得点がより高い者を優先交渉者とする。

（イ） （ア）が同点である場合は、審査項目「2 業務実績」の得点がより高い者を優先交渉者とする。

（ウ） 以上により順位が決定しない場合は、評価委員会における合議により優先交渉者を決定する。

4 その他

（1） 評価委員会の委員が、応募者（その構成団体等を含む。）の利害関係者である場合は、当該委員は審査に参加することができない。

（2） この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、評価委員会の委員長が別に定める。

附則

この要項は令和 6 年 4 月 1 9 日から施行する。